

## 職員の期末手当及び勤勉手当に関する報告に当たって（委員長談話）

平成 21 年 5 月 13 日  
佐賀県人事委員会  
委員長 馬場 昌平

本日、人事委員会は、県議会議長及び知事に対し、県職員の期末手当及び勤勉手当に関する報告を行いました。

県職員の特別給（期末手当及び勤勉手当）については、例年は 5 月から行う職種別民間給与実態調査において、過去 1 年間に於いて民間事業所で支払われた特別給の支給実績を調査したうえで、地方公務員法で定められた給与決定の諸原則に基づき、必要があればその改定を勧告することとしてきました。

しかしながら、県内経済が一段と悪化している状況などを踏まえ、緊急に県内民間企業の夏季一時金の決定状況を把握する必要があると考え、今回、職種別民間給与実態調査とは別に、臨時調査を実施しました。

今回の臨時調査は、4 月に、15 日間という極めて短期間のうちに、実地調査ではなく通信調査で行ったものであります。また、ほとんどの企業で夏季一時金について組合交渉が継続中などという理由で、調査対象企業 200 社のうち夏季一時金の支給額が決定している企業が 19 社と非常に少ないなど、調査結果は精確性等に不確定要素がありました。

さらに、個々の数値をみると、対前年増減率に大きな違いがあるなども見られました。

したがって、今回の調査結果は県内民間企業の本年の夏季一時金についての全体状況を精確に反映したものとまでは判断できませんでした。

また、県職員の給与については、特例条例による減額措置が現在実施中でもあり、平成 20 年地方公務員給与実態調査によると、県職員の給与は全国で 42 位と低い水準にあります。

加えて、この減額措置の 6 ヶ月相当分と、人事院勧告と同程度の凍結が行われると仮定した場合の凍結額とを比較しますと、特例条例による給与減額の方が上回っている状況にあります。

以上のことから総合的に考慮しますと、本委員会としては、この 5 月 1 日から行っている職種別民間給与実態調査の結果を受けて精確に公民の比較を行い、また、国や他県等の動向を見ながら、例年どおり今年の秋に、地方公務員法に定める給与決定の諸原則に基づき、給与勧告等の必要な措置をとることとしたいと考えます。

厳しい県内経済状況下にあつて、一部の県内民間企業の夏季一時金が減額の傾向にあり、民間企業では引き続き様々な経営改善に取り組まれています。また、現下の厳しい経済状況を考えると、現在実施している職種別民間給与実態調査については非常に厳しい結果となることが予想されるところです。

このような状況を踏まえ、本委員会としては、県職員の一人ひとりが、厳しい県内経済状況の中にあつて県民の皆様がご苦労されていることを十分認識し、また、全体の奉仕者として、県民と苦楽を共にするとの意識を持ちつつ職務に精励するとともに、効率的な業務遂行や行政サービスの向上により一層努めることを強く期待するものであります。